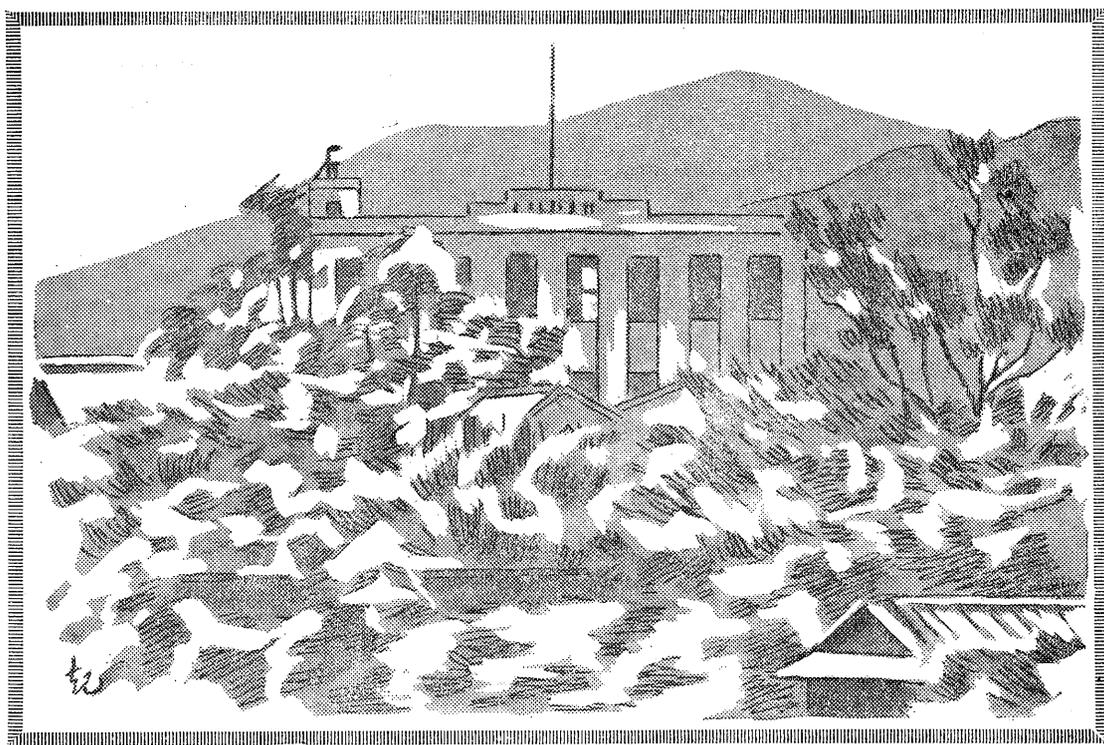


# あしや



伊藤立己画

No. 18

## 報 弘 市 屋 芦

1951年

6 月 號



市教育委員会だより

★第六回臨時会

(四月二十九日)

議案第4号 市教育委員会教育長給与に関する事(可決)
議案第5号 市立中小学校幼稚園の校医医嘱に関する事(可決)
議案第6号 社会教育委員欠員につき補充委員委嘱の事(可決)

★五月定例会(五月二十日)

一、議案
第7号 市教育委員会委員長選挙(保留)
第8号 教育費寄附金採納の件昭和二十五年に於て武田茂外一七名から教育費として金二、三三五、三〇〇円の寄附申出があつたので寄附採納を願うため市長へ送付する案(可決)
第9号 精道中学校、宮川小学校の位置変更について(可決)
第10号 精道中学校、宮川小学校向校内の市道を学校々地に編入せんとする案(可決)
第11号 市立小中学校々舎改造並びに給食堂、便所新築工事案(可決)

第12号 本年度教育費追加予算(第一回)案、主として海水浴場関係である。(可決)
第13号 本年度市教育委員会施政重点並びに主要行事予定について。(保留)

日間、開学、開大、同大、立命大出場、経費五二、四〇〇円(可決)
二、協議事項
1 建設資金特別謝礼(廿六年度)抽せん並びに支払方法について(承認)
2 完全給食費について(承認)
三、報告事項
1 近畿二府四県地方教育委員会連絡協議会創立並びに協議会の状況について(了承)
2 全国モデルスクール理事会の状況について(了承)
3 県下教育長会議について(了承)
4 国語研究会について(了承)
5 市立岩園小学校職員採用について(了承)
6 事務局職員採用について(了承)

★六月定例会(六月八日)

一、前回会議録の報告及び承認
二、議案
第13号 継続審議(保留)
第16号 市職員定数条例中改正条例について、これは養護婦二名を一名増加するもの(可決)
第17号 本年度教育費追加更正予算見積書(第二回)金二、四五四、三二五円の追加案(可決)
第18号 市立山手中学校整地工事の一部施工業者変更について(可決)
三、協議事項
1 完全給食継続の見通しに伴う給食堂建設態度決定のこと、諸般の客観的情勢について賛否区々なるによつて、近くPTAを通じて与論調査を施行することとなつた。
2 本年度教育施設建設計画について(了承)
3 全国地方教育委員会連絡会発会式(六月十四日川崎市)並びに全国教育委員会連絡協議会総会(十五日東京都)出席について(保留)
四、報告事項
1 行事予定について(了承)

五月十四日日本市議会の議決を経て市議会常任委員会及び特別委員会設置条例中改正条例を次の通り定める。
市議会常任委員会及び特別委員会設置条例中改正条例
第三条中「総務文教、民生経済、警察消防、建設」中建設を企画建設に改める。
第四条中「七名」を「七名乃至八名」に改める。
附則
この条例は公布の日から施行する。
○市告示第30号(五月十八日)
左記事件につき五月二十五日市役所に臨時市議会を招集する。
一、助役選任について同意を求めらるる件
一、寄附採納の件
一、市税条例中改正の件
一、本年度一般会計追加予算の件
○市告示第31号(五月二十五日)
五月二十五日日本市議会の議決を経て市税条例の一部を改正する条例の件である。(別記)
○市告示第32号(五月二十五日)
五月二十五日日本市議会の議決を経て本年度市一般会計追加予算の要綱は左の通りである。
第一款 市税
五、九〇一、一〇〇円

★第七回臨時会

(五月三十一日)

議案第7号(前回保留分)教育委員会委員長選挙のこと、松木兼吉氏を選出
議案第7号の一 同副委員長選挙のこと、鈴木亀太郎氏を選出
議案第15号 市海水浴場新築工事の件(可決)

市教育委員会告示

○告示第2号(五月十七日)
市教育委員会五月定例会を左の通り招集する。
日時 五月二十日午後一時
場所 市教育委員会委員室
議案①市教育委員会委員長選挙のこと
②教育費寄附金採納について
③精道中学校、宮川小学校の位置変更について
④精道中学校、宮川小学校向校内の道路廢道処分について
⑤各小中学校校舎改造並びに給食堂、便所新築工事について
⑥本年度教育費追加予算見積書について
⑦本年度市教育委員会施設重点並びに主要行事予定について
○告示第3号(五月二十一日)
市立宮川小学校、精道中学校の位置変更について
○告示第4号(五月二十八日)
教育委員会第七回臨時会を左の通り招集する。
日時 五月三十一日午後五時
場所 教育委員会委員室
議案 五月定例会提出議案の継続審議
○告示第5号(六月五日)
市教育委員会六月定例会を左の通り招集する。

日時 六月八日午後五時
場所 教育委員会委員室
議案 ①議案第13号の継続審議
②市職員定数条例中改正条例について
③本年度教育費追加更正予算見積書について
○告示第35号(五月十七日)
四月二十三日執行の市議会議員選挙に於ける各候補者の選挙運動費用の収支の報告要旨第一回分を別冊の通り公表する(略)
○告示第36号(五月二十五日)
同右第二回分を別冊の通り公表する。(略)
○告示第37号(五月二十日)
政治資金規正法第十二条の規定に基く収支報告書の要旨公表に関する件
右規定に基き提出された政党、協会その他の団体の収支報告の要旨は次の通り。(略)
市公安委員会告示
○告示第12号(五月廿五日)
道路交通取締法第二十条及び道路交通取締令第二十七条の規定により芦屋市警察管内の徐行区域を次の通り定める。
芦屋市大原町二〇八番地先 宮

川橋西詰から芦屋市松之内町一〇番地先大正橋東詰までの間の国鉄芦屋駅駅前道路。
○告示第14号(六月十三日)
(本文同前)
芦屋市岩園町一八七番地岩園巡査駐在所前より大原町一番地先阪急ガード南入口までの間の市道。
工事中の山手中学



工事中の山手中学

芦屋読書人クラブの總會



市立図書館の外郭協力団体として不断の努力を続けてきた芦屋読書人クラブは五月廿七日午後二時から市役所で第二回總會を開きました。
参集会員数十名、議長に竹村精小校長を推して議事に入り、先づ前年度事業及び決算報告、規約の変更、役員改選、新年度の事業計画及び予算案の決定等、又新役員を代表して佐々木清次氏や図書館長武市洋氏の挨拶があつて閉会、アトラク

ョンの手に興じて散会したの六時でした。
新代表は佐々木清次氏、常任委員は竹村越三、武市洋、村上那雄、伊藤秀三、早野二郎、多木良勝の諸氏、外に幹事が十五名まじりました。
さて本クラブは昨年五月に発足してより順調な発展を遂げ、会員も現在約四百人に達する盛況で、又その主目的である図書購入数も三月末で百四十冊となりました。
今このクラブの目的を摘記すると
1 会員希望の図書を購入して閲覧し、六ヶ月後にはこれを市立図書館に寄贈する。
2 市立図書館蔵書の帯出の便を計る。
3 会員蔵書の貸借や交換を世話する。
4 講演会、研究会、講習会、座談会等を開く。
5 その他必要と認められた事業を行う等であり
又入会希望者は会費六ヶ月分三百円(学生は三ヶ月分百円)を市立図書館事務所へ前納することになっております。
どうか同好の皆さん、このクラブの趣旨に賛同して下さいませ。一人でも多く御加入のほどを希望します。

第四款 使用料及び手数料
四三〇、〇〇〇
第九款 雑収入
九〇、〇〇〇
追加計 六、四二一、一〇〇〇
第四款 土木費
四、五六五、〇〇〇
第五款 教育費
一、八五六、一〇〇〇
追加計 六、四二一、一〇〇〇
○市告示第33号(五月十二日)
五月十二日日本市議会の議決を経て市議会中改正規則を左記の通り定める。
規則第二号
芦屋市議会々議規則中改正規則
第十一条 市長の次に「教育委員会委員、監査委員」を加える。
第三十三条 議案請願陳情の次に「並びに教育委員会所管の財務に関する事」を入れる
第三十六条 建設の上へ「企画」を加え委員会の次に「市長室、企画調査課並びに」を入れる。
第十五、三十八、三十九、四十一、四十二の各条は削除されたものであるからこれ等の条を抹消し以下の条はそれぞれ繰上げる。
芦屋市議会中改正規則中「市会」とあるはすべて「市議会」と改める。
附則
この規則は議決の日からこれに議行する。

# 農業委員会委員の選挙

今回農業委員会法の制定に伴い本年七月二十日本市の農業委員会委員の選挙が行われます。今簡単にその選挙について説明いたします。

一、市農業委員会委員の定数は十五名(選挙以外の選任によるものを除く)

二、選挙権と被選挙権

市内に住所を有する次に掲げるもので年令二十才以上のもの。

A 一反歩以上の農地について耕作の業務を営む者。

B 右の者の同居の親族又はその配偶者。(その耕作に従事する日数が年間おおむね六十日に達しないと認められる者を除く)

三、選挙人名簿について

本年度は次の日程によつて選挙人名簿の調製をいたします

項目 調製日程  
調製現在期日 昭二六、六、六、  
一人から農業委員会へ申請書の提出

昭二六、六、五まで  
(本年度は農地委員会へ)

農業委員会から選管へ

昭二六、六、二〇まで  
(同右)

調製期限 昭二六、七、一まで  
縦覧期間 自昭二六、七、二  
異議申立期間 右期間中  
異議の決定期限

異議の申立を受け  
た日から七日以内

確定期日 昭二六、七、一五  
選挙期日 昭二六、七、二〇

四、選挙の執行

選挙は七月二十日に芦屋市選挙管理委員会が執行します。この選挙は公職選挙法の規定が少なからず準用されています。

投票、開票等についてもこれまでの選挙と同様に執行されます。

五、立候補届出

期間は六月三十日(告示の日)から七月十日まで、他人を推薦届出することもできません。

但し選挙管理委員会の委員その他選挙事務関係者、並に特定の公務員は立候補できません。

六、選挙運動

(a) 期間は立候補してから七月十日(選挙期日の前日)まで  
(b) 選挙事務所二ヶ所の届出を要します。  
(c) 選挙運動を禁止されるもの。

選挙事務関係者及び特定公務員は選挙運動を禁止されています。

教育者の地位利用の選挙運動の禁止、戸別訪問はこの範囲内まで差支えないか、これらについて公職選挙法の規定が準用されています。

候補者は公営施設を使用して個人演説会の開催をすることができません。

公の建物、交通機関の鉄道地内、療養施設等の特定の建物施設においてはどんな名義であつても選挙運動のため演説を行うことができません。

選挙期日後の挨拶行為は制限されています。

その他選挙運動については市長市会議員選挙等によるような制限は大体においてありません。

## 農業委員会とは?

農民の代表機関として従来の農業関係委員会(農地委員会、農業調整委員会、農業改良委員会)の機能を統合して農業委員会を設け、農業に関する問題を総合的に処理し併せて組織の簡素化を図るため、農業委員会法が昭和二十六年三月三十一日施行となりました。その概要は次

の通りであります。

①委員会の性格

イ 執行機関としての役割。  
ロ 諮問機関としての役割。

②委員会の設置

イ 市町村、及び都道府県に設置。  
ロ その他市町村農業委員会代表者会議を招集出来る。

③委員会の組織

イ 会長 ○市町村 委員互選  
○府県 知事  
ロ 委員 公選による委員十五名。  
他に市町村長若しくは知事の選任する委員五名。  
任期二年。

④委員会所掌事務

A 執行機関として  
イ 農地関係法に基ずくこと  
ロ 農地の利用関係の争議防止、交換合分、農地事情改善。  
B 諮問機関として  
イ 農業関係の総合計画を樹立し、市町村長の諮問に答申し、又は建議する。  
ロ 農業に関する試験研究及び普及事業運営。  
ハ 食糧の供出につき「食糧の政府買入数量指示に関する法律」(未成立)に

依る市町村長の諮問機関となる予定。

⑤その他

イ 委員会は公開とする。  
ロ 委員会はその掌事務遂行上必要あるときは、関係人の出頭要求、報告書の徴集、土地への立入調査の権限を認める。  
ハ 委員が農民の不信を買うに至つたときは、農民によるリコールを認める。  
(経済課農務係)

★地区弘報委員会開く

六月十六日地区弘報委員会が開かれた。午前中は打出公会堂で宮川、岩園両校区、午後は本庁議場で精道、山手両校区の地域委員多数参集され又市側からは助役以下が列席、久保委員長司会で終始熱心な討議がなされた。

弘報誌のあり方、回覧法、常任委員会毎月開催の件、町別委員会をできる丈もつ様にする事等を相談しました。尚「弘報委員連絡書」が各委員の手もとに預けてありますから、皆様は市政に関し何か御希望やお気付きの点があれば事の大小に拘らず、それにしたためて当方まで御申し聞け下さるよう希望いたします。  
(弘報係)

# いさ下協力に節水

夏が又近づいて参りました。毎年夏になると当市の上水道は危機に見舞われます。時間給水を行つたり断水一步前という状態に立到るのが常であります。

芦屋市が発展の一路を辿り人口を急激に増加しつつあるのは真に慶賀に堪えぬ所であり、一方これに伴う水道の供給能力の増強、即ち水源の拡充の面に於て施行困難のため、立ち遅れ例年水不足に悩まされる実情であります。

今年の夏の給水状態は如何と申しますと、六麓地区は幸いにして昨秋以来厳寒にかけて大々的に施工した貯水池漏水防止工事が、神井建設の誠実な協力により去る五月十日に完成した結果、夏季の需要を賄い得る予定ができました。

昨年ややはり全市時間給水の態勢を整え準備していたのですが、順調な降雨により一部を除いて漸く免れることが出来たのであります。今年も昨年同様と学校やアパートや住宅が連続と建ち使用水量も非常に増加して居り、長期天気予報によると今夏の降雨はとて楽観出来そうもありません。大抵衛生的に最も大切な夏季に於て節水を要望するなどということは甚だ

重点的に扱ひ真夏に備えたいと思ひまして、道路面や消火栓などの漏水調査を始めると共に、職工の手の許す限り速急に工事を行い、又御家庭の給水栓水洩れに対してはパッキングの無料取替を実施する計画であります。何分にも限られた人員のため従来とも御迷惑をかけた向きもありませんので今後更に陣容を拡充していただき出来るだけ市民の皆様にご満足いただけるよう

としまして水源の拡張という問題が考えられます。当市はその外に阪神上水道組合から淀川の水を受水出来ませんが、これは各市の分賦率が定つていて芦屋の場合一日に七六七立方メートル、昭和三五年に於ては一日三、〇八八立方メートルの微量で到底不足量を賄うことも出来ず又単価も甚だ高価であります。

ところが市水道は自然流下で電力に依存しないため安価で、電圧に依らないため風雨の際にも断水せずに給水が出来た譯です。ただ現施設に於て一番致命的な点は流量を調節する貯水池が無いことつまり雨が降つていくら河川に水が流れていても毎日一定の必要量を取水すればあとの余剰水はほとんど海へ放流されるに反し、渇水時に於ては必要量の取水すら得られない、従つて断水状態が起るといふ結果になつて居ります。

十四五年前に計画された儘です。現状では相当無理も生じて給水量なども非常に少なく見積つてあるのでどうしても拡張工事を実施せねばならぬ時期に際して居るのであります。因に本市は一般に文化程度が高く、又浄化装置の完備した邸宅も多いので一人一日当使用量も他都市に比して多くなつて居ります

此の擴張計畫については戦後いち早く調査を開始しました。が、昨年六月からは吾国世界の泰斗を聘し本格的に基礎調査にかかり実施測量から更に地質調査を既に完了して計畫案を決定して居ります。細部に亘る具體的な設計もここ二、三ヶ月中に完了致しますが、この擴張案の根本は前述しました豊水時に於ける芦屋川の余剰水を朝日丘附近の凹地に導水して貯水し、必要に応じて給水する所の所謂、流量調節池を築造するものであります。第一期工事が完成すれば約四〇万立方メートルの水が貯るので市民の方々にも安心して十分に使用して戴くことが出来、更に第二期工事迄施行すれば芦屋市の飽和人口を賄うことが可能となります。詳細については今後度々触れる機会があると思ひますから省略致しますが、ただ事業費が市財政にとりまして仲々、生易しい金額ではありませんので(第一期工事費九、八〇〇万円)前途多難ではあります。市当局の熱意と国の援助によつて是非とも近い将来に計画を実現し水の悩みを解決したいと努力して居ります。

なにとぞ市民の皆様方の深い御認識と一層の御協力を切にお願います。次第であります。  
(課長 木村信忠)





# 郷土史話

## 芦屋の古墳

### 故福原会下山人橋

芦屋の地には古代文化人の古墳が頗る多くあつた。高座の滝の下手、鷹尾城の西麓に在つた古墳などは随分偉大な築造であつたが、滝の道を作る際にこの古墳の石を火薬で爆発させたので、根底から顛覆して仕舞つたが支室の底の土器類が粉な微塵になつて散乱していた中に一種異様な土器を拾得した人があつた。それは丁度一升徳利に糸底のついた口の所に径七寸程の皿をつけた様な器である。至極堅い焼き物でこれに緑色の釉を斑にかけてある。その釉が中底に滴り溜まつた所があるのが頗る美しく見える。この土器は如何なる用に供せられたものかは不明で余り他に類品を見ないもののである。鷹尾城跡の東麓に二箇所石槨の露出している古墳があつた。里人はこれをコンコン塚と呼んでいたが何の意味か判らない。多分完全な古墳の様に中はウツロなので狐の巣にもなつていたのでコンコン塚と

いた。コンコン塚の西の平地の松原から川を隔てて三条村の竹藪の中へかけて無数の古墳があつた。ずつと下手の畑地の辺は鷹尾城全盛の時代に館などがあつたと見えて用水池として存してをるのが空濠の遺物である。最近この辺を開拓した人の話によると婦人の髪挿や文鎮の類を掘り出した。又刀や槍の穂先きなど見出したとの事である。鳥塚というのも一種の古墳と見えるがこの塚は里人が祟りを恐れて塚上の一草一木さえも手に触れなかつたものであるが近年他所の人が塚の附近を開拓して鳥塚もその形状を失つてゐる。この塚については面白い習慣があつた。何でも旧正月の何日かであるが芦屋の里の子供達が集つて(山の神のサイデンボウ)といふことを唱えて以前芦屋川の川上で盛大にやつていた水車精米所へ行き米を集めて来る。この米を粉にして団子を作り汁にする。団子汁が煮える頃、子供

の一人は裸体跣足で鳥の身振をして飛び出し、鳥塚の廻りを三度廻つて帰つて来ると、団子汁の中から団子を引き上げて釜の上さましてをく。それを口に咬えて又鳥の身振りをして鳥塚まで飛んで行つてその塚に供えて帰る。これがこの日の儀式で、この式が済んでから団子汁をたらふく喰うといふ会であつた。随分珍妙な慣行であつたが、さて里人の古老の語るには、この鳥の真似をするものが正月の寒天に裸で行くのだが決してその時は寒いとは感じない。又跣足であるの山道をば夢中に飛んで行くのに、踏み抜きの怪我すらするものがなかつたのは不思議であつたと。これに類した慣習は随分地方に残つてゐることも少なくないが、これは畢竟、山の神を祭るといふ古代の遺風である。しかし鳥塚そのものは矢張り古墳の一種の形式を備えてゐるから、この芦屋の地に早くから生息していた所謂、山守部などの古墳ではあるまいかと思われ。芦屋の古墳の中には煉瓦で石槨を築いた珍らしい形式のものもあるし凝灰岩製の石槨なども発見せられてゐるのである。要するに時代に遠ざかる程古墳は高地部に多いことはこの芦屋丈でも十分証拠立ててをる所である。

各学校で歯に関する研究会、児童の歯の検査等々を実施しました。又市内の各歯科医院で無料相談に応じ、六月五日午後一時からは宮川小学校講堂で「講演と映画の会」を開きました。市民の皆さんは何卒此の一週間に限らず常に口腔の衛生に注意されて、身体のごにも故障のない文化人として何時も健康で働いて戴きたいものと思ひます。

文化芦屋に輝く良い歯(衛生課)

★銀輪は輝く

去る五月十六日より六日間、西宮競輪場で開幕された芦屋市営競輪は西宮競輪場開設以来の、又関西に於ける発売成績のレコードを作つて無事二十一日終了しました。(事業課)

日	発売金額	入場人員
第1日	34,171,100円	12,343人
2	37,362,600	11,748
3	39,716,000	11,974
4	27,668,900	8,331
5	40,267,100	13,849
6	31,633,200	9,173
計	210,819,900	67,418

★商工會議所の問題

商工會議所を設けようとする氣運が高まつて来て五月三十日市役所でその協議会が開かれました。問題は維持経営にあるので先づ市に予算計上を交渉すること、又設立準備委員会を作ること、それには商店街連合会、工業会、観光協会等から委員を選出すること等を申し合せました。

◎主な内容

就任に際しまして(助役) 2  
市議会のごき 2  
告示 2  
教育委員会だより 3  
読書人クラブ総会 4  
農業委員の選挙 5  
水道の実情 6  
弘報委員会のページ 7  
事業所の数は? 8  
庁内短信 10  
芦屋の古墳 10

た。

★米飯提供業者の登録

に つ い て

○飲食営業臨時規整法は四月三十日限り失効となつて今後、米飯の提供を営業しようとする者は「米飯提供業者」の登録を受けて頂かねばなりませんので次の点を留意の上所定の手續をして下さい。

○登録票交付申請の手續

米飯の提供を業とする者、又はしようとする者は営業所毎に業務開始前十五日まで(旧飲食営業臨時規整法の許可を受けた者のうち、該当者は昭和二十六年五月末日まで)に登録書交付申請書に兵庫県手数料規則の定める手数料を添えて市経済課に提供して下さい。

○申請書の様式その他申請について不審な点は、市経済課に問合せ下さい。(経済課)